放送設備の安全・信頼性について

令和7年3月17日

総務省 情報流通行政局 放送技術課

重大事故に係る報告義務

放送停止事故の発生状況（令和元年度～令和5年度）

事故の報告義務

放送設備の安全・信頼性の確保を図るため、各放送事業者は、重大な事故※の発生後、速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様等について総務大臣に報告するとともに、30日以内に詳細な報告書を提出することとされている。

※ 放送設備の故障等により、予定されていた放送が一定時間以上正常に行われない状態（地上基幹放送（親局）、衛星基幹放送：15分以上など）

重大な事故以外の放送停止事故についても、設備等の状況報告として1年ごとの報告を義務付けている。また、任意で事案発生後の速やかな報告を求めている。

報告が必要な重大事故（放送法施行規則第125、157条）（要約）

	基幹放送事業者（認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者）※			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信用地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
放送の種別	・地上デジタル放送 ・中波放送 ・超短波放送 ・短波放送 ・コミュニティ放送	・マルチメディア放送 （V－Lowは空中線電力500W超、V－Highは空中線電力3W（非再生中継方式局は50W）超）	・BS放送 ・東経110度CS放送	・東経124/128度CS放送　等	・ケーブルテレビ
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局：15分以上 （コミュニティ放送の親局は2時間以上） プラン局：2時間以上	親局：15分以上 中継局：2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	－	－	－	－	3万以上

※ 認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者

放送停止事故の発生状況の公表

各放送事業者からの設備等の状況報告をとりまとめ、事故の発生原因や傾向等を分析し、「放送停止事故の発生状況」として例年秋頃に、前年度分の状況について公表。

放送停止事故の発生状況

放送停止事故の発生状況（令和元年度～令和5年度）

- ✓ 令和5年度の放送停止事故の発生件数は、344件（地上放送214件、衛星放送41件、有線放送89件）であった。
- ✓ 地上放送について、令和5年度は令和4年度に比べて非重大事故の発生件数が増加しているが、重大事故の発生件数は減少している
- ✓ 衛星放送について、令和5年度は令和4年度に比べて発生件数が減少している。
- ✓ 有線放送について、令和5年度は令和4年度に比べて発生件数が減少している。

地上放送

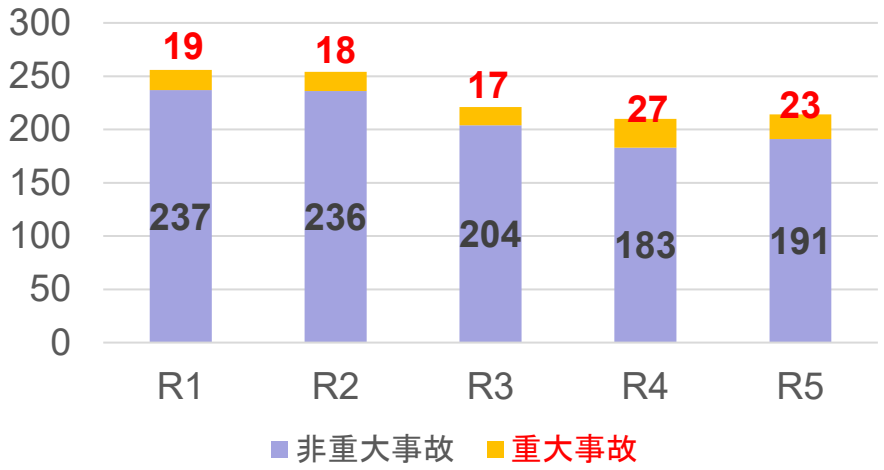

衛星放送

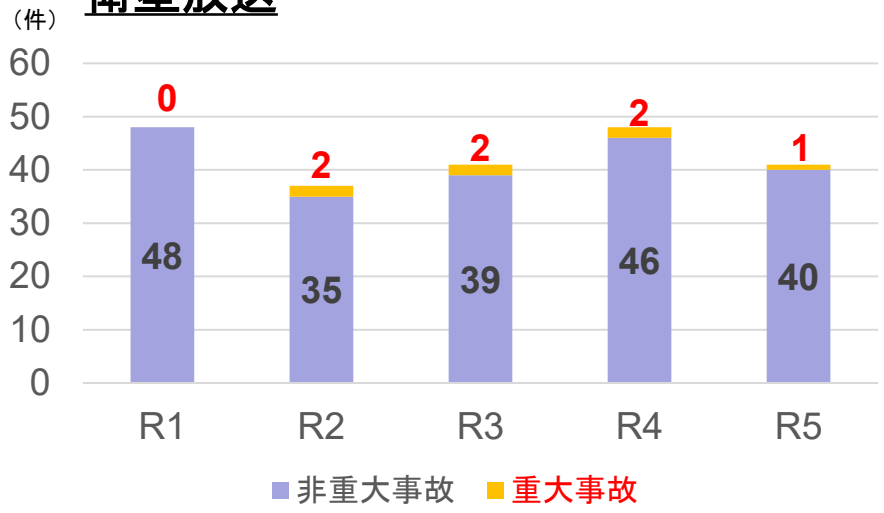

有線放送

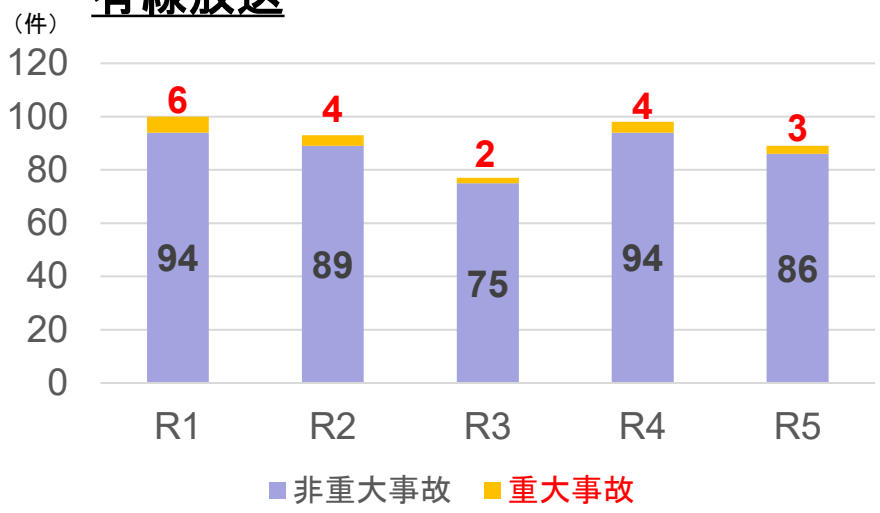

■ 総務省ホームページ内「放送停止事故の発生状況」を参照
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hoso_teishijiko.html

災害による放送停止事故の発生状況（地上系・衛星系）

- 令和元年度から5年度までの5年間において放送事業者から報告された、放送停止事故（重大事故及び非重大事故）の発生状況は、下記グラフの通り。
- そのうち、「自然災害」が原因とされているものは、

重大事故　：　31件（28%）　落雷 17件、強風（台風含む）10件、降雪 2件、地震 2件

非重大事故　：311件（25%）　落雷 125件、強風11件、降雪 18件、地震 9件、降雨減衰 57件、不明（詳細未記載）91件

- また、「第三者要因（停電を含む）」によるとされているものの中にも、その原因が自然災害によるものも含まれている。

重大事故(11件)　：　停電6件、うち4件は自然災害が原因（落雷（2件）、令和元年房総半島台風、令和5年台風6号）
電気通信事業者の回線障害5件、うち2件は自然災害が原因
（令和元年房総半島台風、令和元年台風18号）

非重大事故(245件)：　停電177件、電気通信事業者の回線障害68件であるが、その原因までは不明。

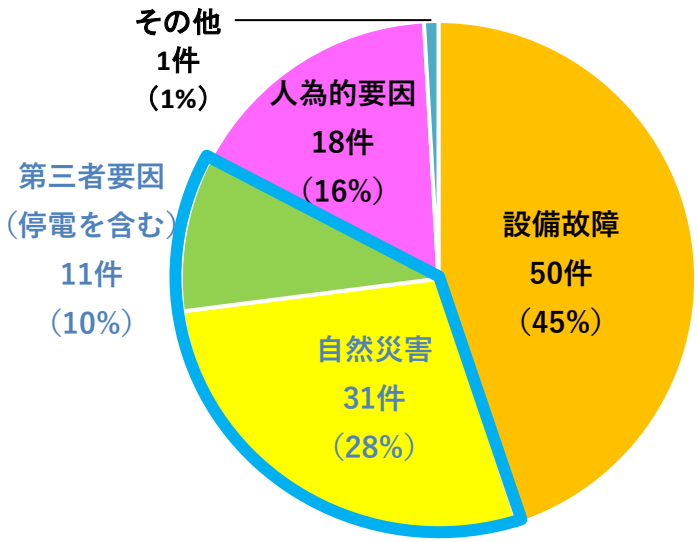

令和元年度～令和5年度　重大事故（111件）

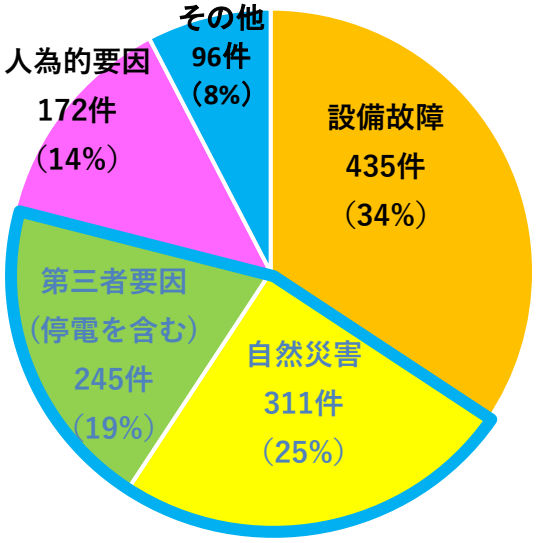

令和元年度～令和5年度　非重大事故（1259件）

災害による放送停止事故の発生状況（登録有線一般放送）

- 令和元年度から5年度までの5年間において登録有線一般放送事業者から報告された、放送停止事故（重大事故及び非重大事故）の発生状況は、下記グラフの通り。
- そのうち、「自然災害」が原因とされているものは、

  重大事故　　：　1件（5%）　（台風1件：令和元年房総半島台風）
  非重大事故　　：119件（27%）　（自然災害の内訳までは未記載）

- 「第三者要因（停電を含む）」の中にも、その原因が自然災害によるものも含まれているが、その詳細までは必ずしも報告されていない。
- なお、令和6年能登半島地震による放送停止事故は、設備損壊、停電、伝送路の断線による（いずれも非重大事故）。

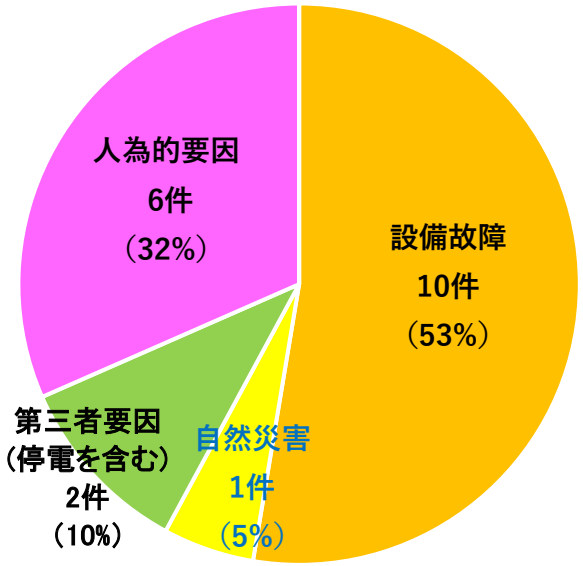

令和元年度～令和5年度 重大事故（19件）

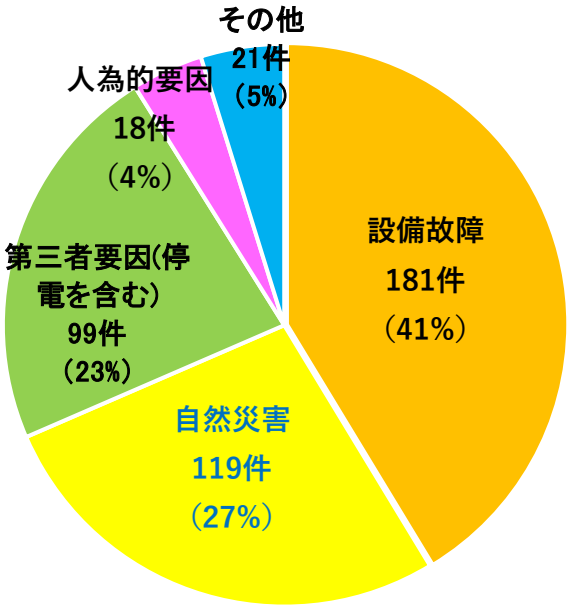

令和元年度～令和5年度 非重大事故（438件）

令和5年度の重大事故の発生原因と対策の概況

〇地上デジタルテレビジョン放送（5件）

- 設備故障による事故が3件（送信設備や番組送出設備の機器故障）。いずれも予備機器への交換により復旧。早期復旧のための体制構築やマニュアル整備・訓練などの対策を実施。
- 自然災害（雷）による事故が1件。雷サージ侵入ルートに避雷器を追加する対策を実施。
- 人為的要因（誤設定）による事故が1件。設備更新において、SFN構成のための遅延量の設定を誤ったものであり、マニュアルの作成・周知を実施。

〇中波放送（1件）

- 自然災害（台風）による事故が1件（有線の中継回線が断線）。予備回線への切替えにより復旧。夜間・休日の連絡体制を見直しを実施。

〇コミュニティ放送（17件）

- 設備故障による事故が7件（中継回線設備のVPNルーターやコーデック機器の故障が目立つ）。機器やケーブル類の交換により復旧。無音検知や自動通報などの導入により、再発防止を実施。
- 自然災害による事故が4件（雷による機器故障:3件、強風による空中線損壊:1件）。機器交換などにより復旧。避雷器の挿入や飛来物防護柵の設置などにより、再発防止を実施。
- 第三者要因による事故が3件（いずれも停電に起因）。UPSの設置などの対策を実施。
- 人為的要因による事故は3件（職員管理体制の不備、中継回線の料金未納、番組送出設定の誤り）。それぞれチェック体制強化を実施。

〇衛星基幹放送（1件）

- 設備故障による事故が1件（コーデック装置のメモリ使用量が容量を超え、映像停止）。予備系統への切替えにより復旧。機器のファームウェア更新による対策を実施。

〇登録有線一般放送（3件）

- 設備故障による事故が2件（STBの故障、変換器電源コードの断線）。機器やケーブル類の交換により復旧。
- メンテナンス後の機器設定の誤りによる事故が1件。マニュアルの整備・周知を実施。

令和6年度 重大事故の発生状況（地上放送・衛星放送）【速報】

※令和７年２月末日時点。今後の精査の結果、件数が変動する場合があります。

重大事故発生件数の推移

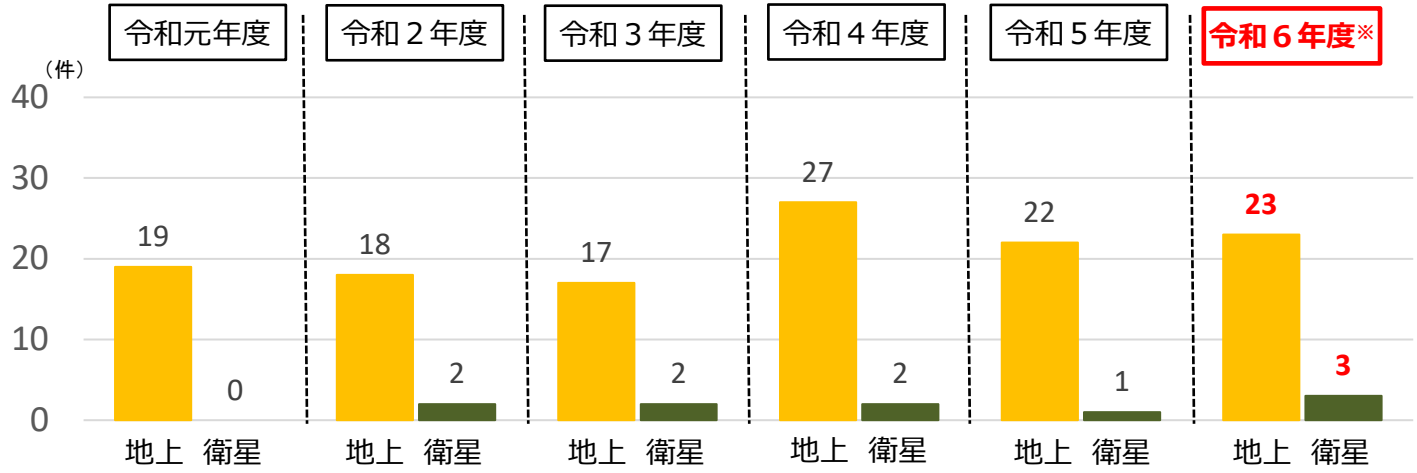

令和6年度 重大事故の内訳

■ **地上放送　23件**

設備故障	11件
自然災害	3件
第三者要因	6件
人為要因	3件

■ **衛星放送　３件**

設備故障	１件
自然災害	１件
人為要因	１件

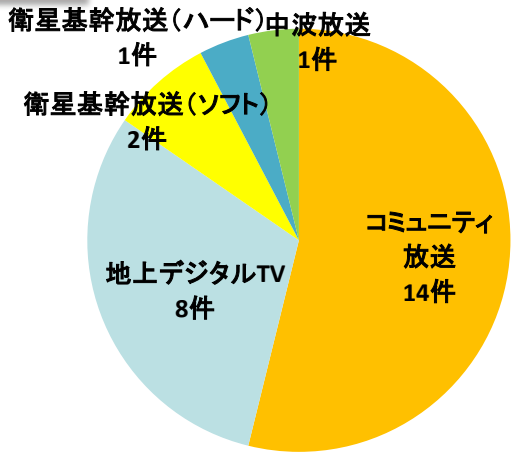

[放送の種別ごとの重大事故の発生件数]
（令和６年度 地上放送・衛星放送）

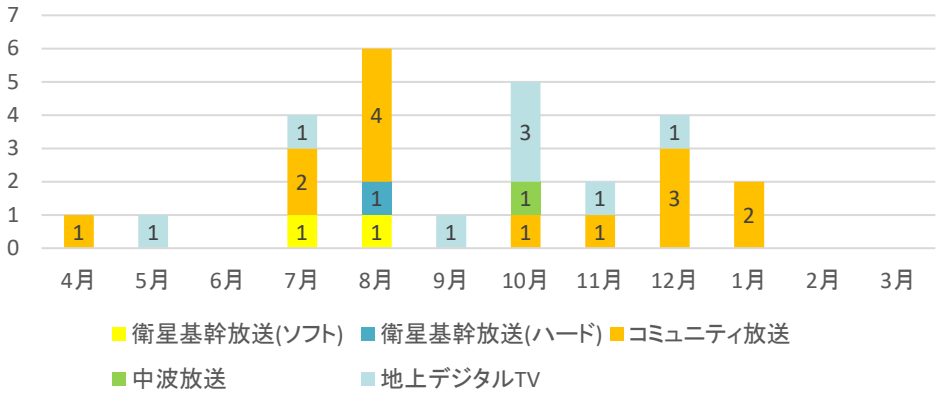

[月ごとの重大事故の発生件数]
（令和６年度 地上放送・衛星放送）

令和6年度 重大事故の発生状況（地上放送・衛星放送）【速報】

※ 赤字下線部分は、運用面の改善により放送停止時間の短縮等が可能と考えられる人為要因。

設備故障

● 番組送出設備の故障

- 営放システムのプレイリストマージ処理の不具合により、番組編成情報を修正した際に番組送出サーバーから番組素材が削除され、黒味送出。マスター担当者の経験が浅かったため、復旧に時間を要した。（DTV）
- ネットワークスイッチの誤作動（メモリ異常）により、二重化構成のネットワークにループ障害が発生し、番組・CMサーバーが正常に動作せず、画面フリーズ。（衛星基幹放送）

● 親局・中継局（プラン局）設備の電源部故障

- 主幹電源の切替盤の端子台において、ねじのゆるみにより端子台が焼損し、番組送出設備の電源が喪失し、停波。責任者が休暇であったため、原因究明が遅れた。また、緊急対応マニュアルが整備されておらず、責任者以外での対応が困難であったため、復旧までに時間を要した。（CFM）
- 送信所のオートリセットブレーカの故障により、電源が喪失し、停波。深夜帯に発生したため、気づくのが遅れた。（CFM）
- 中継局（プラン局）において、豪雨の影響で商用電源が停電となり、非常用自家発電機で放送を継続していたが、長時間運転により非常用自家発電機が故障し、停波。（DTV）
- 送信所のUPSの故障（経年劣化によるファン異常）により、停波。（CFM）

設備故障 （続き）

● 中継回線設備の故障

- 演奏所設置のONUの故障（経年劣化）により、放送が無音となった。休日時の担当者の連絡先が更新されておらず、対応までに時間を要した。また、ONUの設置場所がラックの奥にあり、エラー表示に気づくのが遅れた。（CFM）
- 天候の影響により無線中継回線で伝送できなくなり、無音となった。中継回線切替え制御用PCのフリーズ、フィラー音源再生用のSDプレーヤーにセットしていたSDカードの故障、休日の夜のため異常通知に気づくのが遅れたといった事象が重なったことも要因となった。（CFM）
- 演奏所設置のE/O変換器の電源部分の故障（経年劣化）により、放送が無音となった。故障機器特定までに時間を要した。（CFM）

● 中継局（プラン局）設備の故障

- 中継局（プラン局）のOFDM変調器の故障（メモリ異常）により、ブロックノイズや音声の途切れ等が断続的に発生。遠隔監視装置で警報を確認したものの、気象の影響によるフェージングと誤判断したことにより、復旧までに時間を要した。（DTV）
- 中継局（プラン局）のTXコントロールユニットの経年劣化により、送信機が停止し、停波。（AM）
- TTL設備更新作業の際に、TS切替分配器の電源を再投入したところ、電源立ち上げ時の不安定な状態の信号を基に遅延量の設定値が再設定されてしまい、SFN破綻となった。（DTV）

令和6年度 重大事故の発生状況（地上放送・衛星放送）【速報】

自然災害

- 落雷
  - 落雷により、TTL受信装置が電源断となり、停波。離島のため、現地到着に時間がかかった。（DTV）
  - 落雷により、送信所設備が誤作動を起こし、停波。監視装置に通知は出ていたものの、停波の認知に時間がかかった。（DTV）
  - 落雷により、停電が発生するとともに、音声分配器とUPSが故障し、停波。（CFM）
- 台風
  - 台風により、停電が発生。送信所の非常用電源も喪失し、停波。（CFM）
- 降雨減衰
  - 降雨減衰により、アップリンクが影響を受け、ノイズ、フリーズ、黒味画面が断続的に発生。（基幹放送局提供事業者）

第三者要因（停電含む）

- 回線障害
  - 工事車両の接触により、演奏所ー送信所間の中継回線が断線し、放送が無音となった。（CFM）
  - 演奏所ー送信所間の中継回線において、送信所側の引込線が損傷し、放送が無音となった。雷や飛木等の影響と推測される。（CFM）
  - 演奏所ー送信所間の中継回線において、台風の影響で樹木が接触したことにより断線し、放送が無音となった。（CFM）
  - 演奏所ー送信所間の中継回線において、断線したことにより、放送が無音となった。積雪による倒木や工事車両の接触と推測される。（CFM）
- 停電
  - 商用電源の停電に伴ってUPSで稼働していたが、放電終止したことにより、放送が無音となった。商用電源の復電後も、無音検知機とフィラー音源再生機の起動タイミングが合わず、無音状態が続いた。（CFM）

人為要因

- 人為要因による番組送出設備の停止
  - 番組編成情報を誤設定し、黒味・無音を送出。（衛星基幹放送）
  - 営放システムからマスターへの放送データの転送を失念し、停波。（DTV）
  - 担当者がAPSを停止させ、停波。（CFM）
  - 番組編成情報において誤った時間を設定し、黒味や無音等となる。（DTV）

放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準

放送設備の安全・信頼性基準及び業務管理体制に係る基準

放送法に規定する基準

（設備等の維持）

第百十一条　**認定基幹放送事業者は、基幹放送設備**及び**その運用のための業務管理体制**（当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む。**以下「基幹放送設備等」という。）**を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。**

２　前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一　基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二　基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

・特定地上基幹放送事業者については、法第112条
・基幹放送局提供事業者については、法第121条に、基準への適合維持義務を規定
・登録一般放送事業者については、法第136条に、技術基準への適合維持義務を規定

放送法施行規則（省令）に規定する基準

- 予備機器等
- 故障検出
- 試験機器及び応急復旧機材の配備
- 耐震対策
- 機能確認
- 停電対策
- 送信空中線に起因する誘導対策
- 防火対策
- 屋外設備
- 放送設備を収容する建物
- 耐雷対策
- 宇宙線対策
- サイバーセキュリティの確保

安全・信頼性

- 実施体制
- 規程
- 実務経験等の能力
- 委託業務の的確な実施を確保するための措置

業務管理体制

（参考）放送設備の安全・信頼性に関する技術基準①

放送法施行規則に規定する安全・信頼性基準

第４章第５節　基幹放送に用いる電気通信設備

第１款　設備の損壊又は故障の対策（第102条―第115条の２）

・衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準については、第148条に規定。
・有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準については、第151条―第154条に規定。

措置項目	措置内容	条文
予備機器等	• 機能を代替することができる予備機器の設置もしくは配備、かつ、その損壊又は故障の発生時に当該予備機器への速やかな切替。	第104条
故障検出	• 電源供給停止、動作停止、動作不良その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時、これを直ちに検出し、放送設備を運用する者に通知する機能の具備。 • やむを得ず当該機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該設備を運用する者に通知することが可能となる措置。	第105条
試験機器及び応急復旧機材の配備	• 放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備。 • 放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備。	第106条
耐震対策	• 放送設備の据付けに当たって、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止する、床への緊結その他の耐震措置。 • 通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止する、構成部品の固定その他の耐震措置。 • その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備は、上記の耐震措置は大規模な地震を考慮したものであること。	第107条
機能確認	• 予備機器に対する、定期的な機能確認等の措置。 • 放送設備の電源設備に対する、定期的な電力供給状況の確認等の措置。	第108条

（参考）放送設備の安全・信頼性に関する技術基準②

放送法施行規則に規定する安全・信頼性基準（続き）

措置項目	措置内容	条文
停電対策	• 自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置。 • 自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合、使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保。	第109条
送信空中線に起因する誘導対策	• 送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置。	第110条
防火対策	• 自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置。	第111条
屋外設備	• 通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものであること。 • 公衆が容易にそれに触れることができないように設置されること。	第112条
放送設備を収容する建築物	• 放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。 • 放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。 • 公衆が容易に立ち入り又は放送設備に触れることができないようにする施錠その他必要な措置。	第113条
耐雷対策	• 落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置。	第114条
宇宙線対策	• 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置。	第115条
サイバーセキュリティの確保	• 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置。	第115条の2

（参考）業務管理体制に係る基準

放送法施行規則に規定する業務管理体制に係る基準

第４章第５節　基幹放送に用いる電気通信設備

第２款　設備の運用に係る業務管理体制の整備（第123条の3―第123条の7）

項目	措置内容	条文
実施体制	• 設備等維持業務を確実に実施することができる体制の整備	第123条の4
規程	• 設備等維持業務を確実に実施するための規程の制定 • 当該規程に基づく設備等維持業務の実施	第123条の5
実務経験等の能力	• 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者について、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力の具備	第123条の6
委託業務の的確な実施を確保するための措置	• 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置 • 委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置 • 委託先が設備等維持業務を適切に行えない場合等において、委託契約の変更・解除をするなどのために必要な措置	第123条の7

※令和５年放送法改正により制度化

番組送出設備のIP化・クラウド化・集約化に関する取組状況について

放送設備のIP化に伴う安全・信頼性に関する技術的条件の検討

検討の背景・目的

- ICTの進展に伴い、IP化・クラウド化・集約化による柔軟な機能拡張や効率的なリソース共有を実現する技術が各分野で活用されており、今後は放送分野においても、利便性向上、運用効率化及びコスト低減等の観点から、マスター設備（番組送出設備）を中心に放送設備のIP化・クラウド化・集約化が進むものと想定。
- 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会　令和4年8月5日公表）においては、「マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は、放送事業者の経営の選択肢であることに留意しつつ、その要求条件を総務省において検討・整理すべきである」と提言。
- これらを受けて、放送設備のIP化・クラウド化・集約化に伴い新たに措置すべき安全信頼対策等、**放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件**（※）のうち、**地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件**の検討を開始。
  ※情報通信審議会諮問第2031号（H22.12.21）
- 放送設備への実装が進んでいた**IP化について**、令和5年11月21日、**情報通信審議会から一部答申**。当該答申を踏まえ、**令和6年4月に放送法関係審査基準の改正を実施**。

■ IP化・クラウド化のイメージ

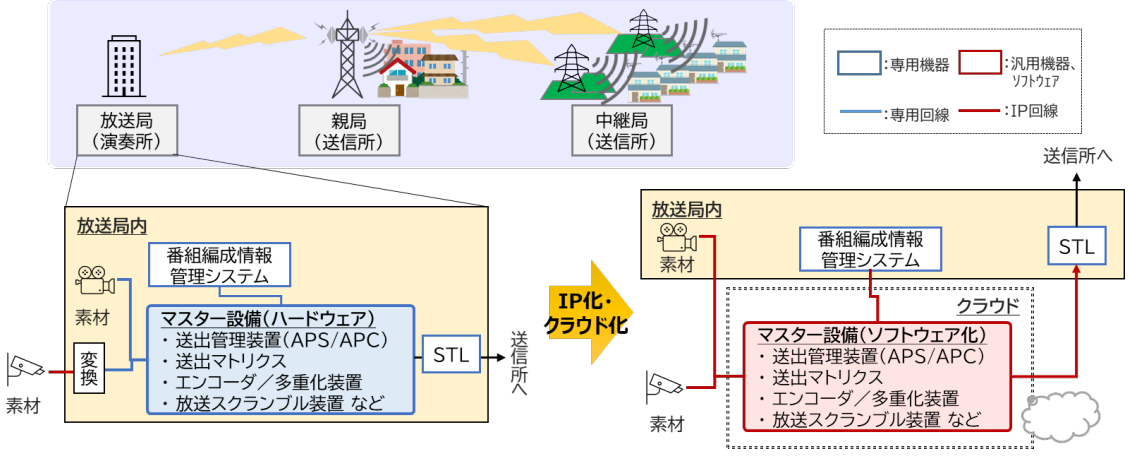

■ 集約化のイメージ

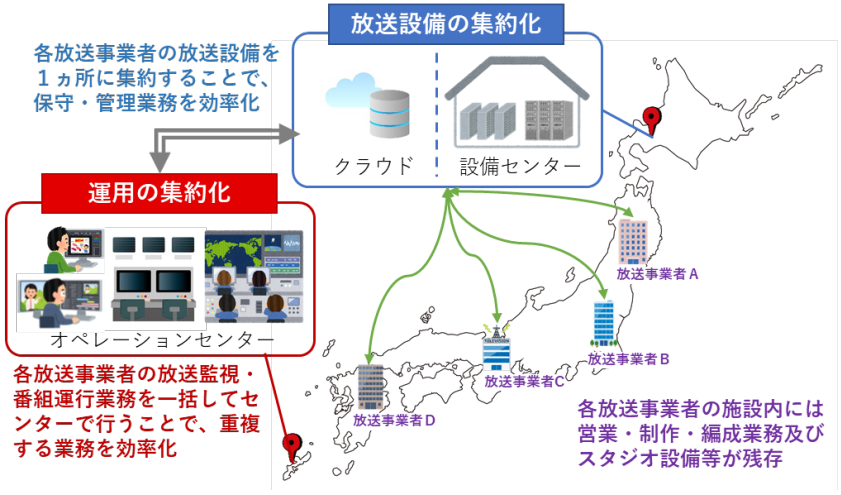

番組送出設備のIP化に伴うサイバーセキュリティ確保のための措置

＜従来の番組送出設備＞

- 放送専用規格に対応した専用ハードウェアで構成
- 各装置は同軸ケーブルにより1対1接続
- 365日24時間有人管理のマスター室に設置され、室内の専用端末で操作
- **外部ネットワークから原則隔離された状態で運用**

＜IP化された番組送出設備＞

- IPに対応した汎用ハードウェアとソフトウェアで構成
- 各装置はIPに対応したLANケーブル1本で接続
- 放送事業者のネットワーク(社内LAN等)上の汎用端末からも操作可能
- **外部ネットワークと接続された状態で運用**

サイバーセキュリティ確保のための新たな措置内容

① 放送本線系に係る不正接続対策等

- ファイアーウォールの設置に加えて、**不正侵入の検知及び当該侵入の遮断**等、不正接続を防止するための措置
- **不正プログラムの実行阻止、構成装置の各種セキュリティ設定強化**等、マルウェア感染防止のための措置
- **構成装置のシステム設定等に関する定期的なバックアップの実施**等、早期復旧のための措置

② 監視・制御回線に係る不正接続対策

- **VPN回線を構成する機器の安全性確保のための措置**、ID・パスワードに加えて、**所有物認証、生体認証又は多要素認証**等により、権限を有する者だけが接続できるようにする措置

③ ソフトウェア点検時の不正プログラム対策

- **定期的なウイルスチェック等、不正プログラムの早期検出のための措置**

④ 規程・手順書等の整備

- **サイバー事案の発生を迅速に検知するための定常的な監視、早期復旧及び対応能力向上**の観点も踏まえ、事故報告を含む対応を迅速かつ確実に実施するための規程又は手順書を整備する措置

マスター設備のクラウド化に関する技術的検証

- 地上テレビジョン放送のマスター設備は、現状、主に専用機器により構成され、放送事業者ごとにその社屋内に設置されている。**10～15年ごとに設備更新が必要であり、その費用は放送事業者にとって負担**。
- 放送分野以外では、専用機器から汎用化（IP化）・ソフトウェア化・クラウド化と進展しており、**放送分野においても、本線系がSDIではなくIPで処理されるマスター設備が導入されてきている**状況。
- 在京キー局での設備更新は2028年～2030年頃に想定されており、**マスター設備のIP化・ソフトウェア化・クラウド化することで効率化を図り、将来的に集約化していくことは放送事業者の経営の選択肢となり得る**。
- 一方で、**マスター設備のクラウド化**は、外部データセンター等に構築することも想定されることから、**システム全体の可用性、映像・音声データ等の品質や伝送遅延等の運用への懸念**が挙げられている。
- このため、令和６年度内に系列局のマスター設備をクラウド化・集約化した検証環境を構築し、技術的検証を行い参照要件を整理する。

背景・課題

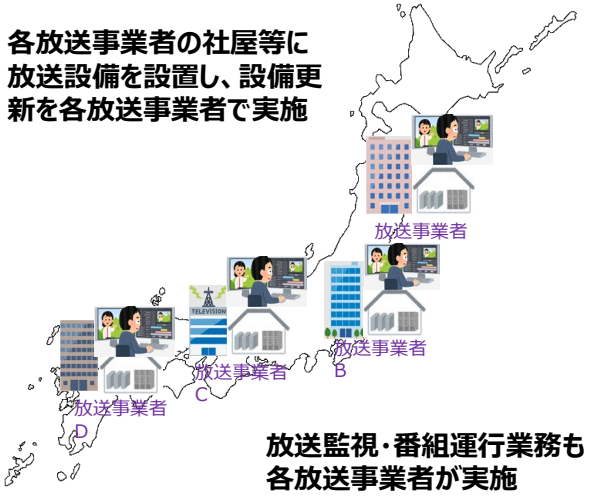

クラウド化・集約化の将来イメージ

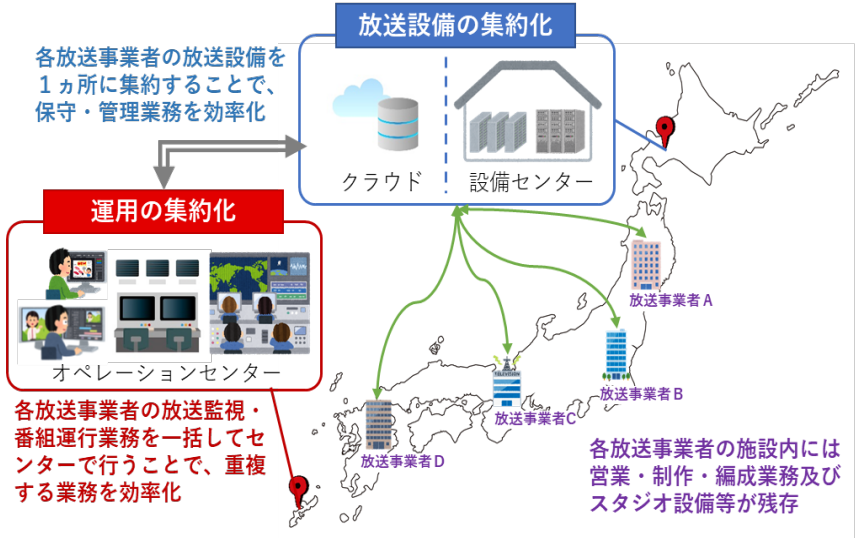

マスター設備のクラウド化に関する技術的検証

【整理する参照要件のイメージ】　※放送事業者やベンダーから意見を聴取しながら、検討を進める。

要件	項目	概要
サービス要件		映像及び文字スーパーの表示等の放送サービスを提供するために求められるクラウドシステム・回線等の品質や性能に関する推奨事項
システム要件	継続性・回復性	災害やシステム障害等が発生する場合を想定したクラウドマスターの可用性を担保するために求められるBCPやバックアップ等に関する推奨事項
	性能・拡張性	クラウドマスターの性能に関して、維持・向上を図るために求められる推奨事項
	運用・保守性	クラウドマスターを放送局外に構築した場合を含む、マスター設備を運用・保守する上で重要となる仕組みや体制等に関する推奨事項
	構築・移行性	既存のマスター設備をクラウド環境へ移行するにあたって事前に確認しておくべき手順や準備等に関する推奨事項
	セキュリティ	マスター設備をクラウド化することで脅威となるサイバー攻撃に対する予防策及び事後対策等に関する推奨事項

今後のスケジュール

2024年度内　参照要件のとりまとめ作成

2025年度以降　情報通信審議会において安全・信頼性に関する技術基準等の検討

広域大規模災害を想定した放送サービスの
維持・確保方策の充実・強化検討チームについて

広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チームについて

背景・目的

- 我が国における災害は激甚化、頻発化しており、近年でも平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月熊本豪雨、令和6年能登半島地震・豪雨等の自然災害が多く発生し、これらの災害を教訓に対策がなされており、現在も昨年の能登半島地震等を踏まえた対策が順次進められている。
- 他方、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるなど、近い将来、南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった広域大規模災害の発生も懸念されているところ、これまでの取り組みに加え、このような被災地域が広範囲に渡る場合を想定し、ローカル局の放送等の必要な地域情報を被災者に届けられるよう、①放送を維持するための方策や②停波した場合の代替手段の確保、③被災者の視聴環境の確保措置等について予め追加的な措置を検討しておくことが必要である。

⇒ 災害発生時でも必要な地域情報を被災者に届けられるよう、放送を継続するための方策や措置等を検討することを目的として、令和７年２月から「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」を開催。

広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チームについて

検討事項及び論点

（1） 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策

① 放送事業者と関係機関（自治体（災害対策本部、道路管理者等）や電力・通信事業者等）との連携の在り方

② 放送ネットワークの強靭化の在り方（技術基準、補助事業（条件不利地域における活用促進を含む）、自治体情報の発信への活用） 等

（2） ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保

① 衛星放送による代替や、配信の活用の在り方

② 臨時災害放送局の活用促進の在り方

③ 早期応急復旧に向けた体制整備の在り方 等

（3） 被災者の視聴環境の確保

① テレビ・ラジオ等の視聴可能設備の備蓄の在り方

② 関係機関（自治体、通信事業者等）との連携の在り方 等

放送の災害対策等に関する調査概要

放送設備の安全・信頼性の議論に資するため、放送事業者の対策状況について調査し、その結果を同チームに報告予定。

（1）調査対象

地上基幹放送（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送）、登録有線一般放送

（2）調査項目

停電対策、耐震対策、浸水対策、通信障害対策等の状況について

（3）回答期限

地上基幹放送（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送）： 【3月24日（月）】

登録有線一般放送 ： 【3月28日（金）】

ご清聴ありがとうございました

総務省 情報流通行政局
放送技術課 安全信頼対策係

b-safety@ml.soumu.go.jp

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications